

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜発電所 保安規定(高浜発電所1、2号炉の旧燃料取替用水タンク解体及び1、2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の一部変更)【1】」

2. 日時：令和2年7月29日 17時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

仲管理官補佐、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

関西電力株式会社：

高浜発電所 安全・防災室 課長※ 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	それではただいまから関西電力高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請についてのヒアリングを改正します。
0:00:12	知事よりの説明をお願いします。
0:00:15	はい。
0:00:17	関西電力ヤマノです。それでは資料について説明の報告いただきます。資料1に資料の方が9時半
0:00:31	ここ、
0:00:32	ホース頁のa-2ページのほうに概要として変更概要書いておりまして、本会議に御意見。
0:00:42	追加
0:00:45	いろいろな
0:00:46	以上です。
0:00:48	変更といった感じで申請をかけたんでいただきました。
0:00:53	今回審査資料の中に資料及び補足説明資料、そして参考資料といたしまして、資料をつけさせていただきまますとおります。
0:01:08	ます。
0:01:09	到底時間ページからですけれども、こちらは、
0:01:14	今後の審査基準に関するもの。
0:01:17	そうですね。スポーツページの5ページから順に御確認いただきます。
0:01:24	省略変更に関しまして、計器がおります。本件審査基準の改正本店営業部の部分も変更がどうするかというものを示したものでございますが、今回の場合ですと、どうしても9ページのほうへ協力92条第1項第9号の時刻にこっちに
0:01:44	わかるへ変更該当するという形で黄色いハッチングをかけていただいているものでございます。
0:01:51	次のページをめくっていただきまして、放出点の17ページと58ページにおきまして、
0:01:57	先ほどいろいろハッチングしがたくていただきました。いろいろ本編の審査基準の項目に対しまして、今回の変更だけで本規程のこのような形で変更させていく。
0:02:12	Mという気がしている資料でございます。
0:02:17	5.9ページから、こちら側が行政資料つけかけていただいているんですけど、こちらに関しましては、説明させていただきます。

0:02:28	できましたような同種ページ 28 ページから、こちらを黒線上流文書の中に設置変更許可申請書から本件の記載内容といたしまして、こちらのほうは先般 4 月 1 日に施行合意がありました御聞き方です。
0:02:45	炉規法等の改正におきまして、設置許可を得ない。
0:02:52	受けたことによるものでないことに該当しないということが認可要件になりますので、今回の陸域部に変更に係る変更内容、設置変更許可の英語も項目に該当するかというものを表形式で示したものでございます。
0:03:10	具体的には、通しページ 33。
0:03:13	及び 34 ページに 1800 いただいております。
0:03:17	左側がエフピコ協会の方もおり添付書類になるんですけども、今回、サンビュウ区域の変更に該当いたしますので、本郷左側の一番左の本文 9 管理区域の設定に関する部分及び
0:03:34	区域区分のに関するところ青色で示させていただいております、そちらに今回のほうの変更箇所は設置許可の展望外的も認めますということで進めさせていただいているものでございます。
0:03:50	最後にポロシティの 35 ページの補足で広報資料といたしまして今後他のグループに遷緩線月 26 日に申請させていただきました結果、保安規定の変更前後比較表のほうで今回
0:04:06	違反推定高いずっと分苦言方がちょっと聞いた範囲でちょっと不鮮明なものを申し送り申請してしまう本当に申しわけございませんですか。
0:04:16	ちょっと腑にありますのでそちらを手直しさせていただきまして、ちょっと大きい際の反応度財布にいたしまして、審査資料の後ろにもこのような形で審査資料に掲載の方させていただいております。
0:04:31	自分の中身に関しましては、申請させていただいた方への変更に関する件でちょっと複合的なものを計画させていただいているものです。
0:04:41	簡単にですけども、資料の全体的な構成は以上となります。次に、その際、
0:04:50	説明資料 1 を用いまして、高浜発電所のほうから御説明を包絡させていただきます。
0:05:03	大電力または発電所のコイケです。資料 1-19 ページをご覧ください。
0:05:11	うん。
0:05:12	私からは、今回の保安規定の変更認可申請の内容として、1 号炉及び他号炉の 9 燃料取替用水タンクの解体並びに 12 号炉の給水処理施設に伴う管理区域図の一部変更。
0:05:29	に係る概要について説明させていただきます。次ページをご覧ください。
0:05:38	うん。

0:05:40	管理区域の変更内容としては、2点ありまして、まず1点目の1号炉及び他号炉の9燃料取替用水タンク解体に伴う管理区域図の変更について説明させていただきます。
0:05:57	示しております図をご覧ください。
0:06:00	図中の黒枠で主戦箇所が管理区域を示しております。
0:06:07	1点目の変更内容は、燃料取替用水タンクへ取りかえ工事に伴い、旧燃料取替用水タンクの仮置き場所、そして図の赤枠箇所を管理区域として設定していたところ、
0:06:23	9燃料取替用水タンクの解体作業が完了することから、
0:06:28	仮置き場所の管理区域を解除するものとなります。
0:06:33	別途お示ししますが、単に保安規定の管理区域図としては赤枠内の管理区域を種別斜線箇所。
0:06:42	及び、赤線の文字を図よりきつい変更となります。
0:06:48	次ページをご覧ください。
0:06:54	管理区域の変更内容の2点目について説明いたします。
0:06:59	2点目は、12号炉の給水処理施設に伴う管理区域図の変更です。
0:07:05	本変更については、検査、定期検査期間中の定検資材置き場
0:07:13	県資機材置き場の確保を目的として、啼泣推奨移設することに伴い、管理区域の変更を行うものになります。
0:07:23	現給推奨については、安全対策工事期間中は工事がふくそうしていたということもあって、作業員の数も多くの作業員が給水できるように広い90以上確保する必要があったということで、図の青く示している箇所に設定しておりましたが、
0:07:43	安全対策完了安全対策工事完了後は、定期検査時の作業員数に応じた給水書の規模、縮小することが可能であるということを踏まえて言及水素のスペースを現状不足している政権資機材置き場こっちで確保するため、
0:08:00	図の上部ですね、赤く示す場所へ給水所移設するものとなります。
0:08:08	こちらについても別途詳細はお示しいたしますが、不安定の管理区域図の変更内容としては、現状青く種別給水所の場所へ汚染の恐れのない管理区域
0:08:22	そして、一般規定の管理区域図には示しているところ。
0:08:26	こちらを
0:08:29	通常の管理区域に修正してまた発生現像現状通常の管理区域と示している管理区域として示している赤く示しつつ、新球場の場所
0:08:41	汚染の恐れのない管理区域であるものの、
0:08:45	ことを示すものとなります。

0:08:48	2 ページをご覧ください。
0:08:53	はい。
0:08:54	このページでは想定しているスケジュールを説明いたします。
0:08:59	今回の保安規定変更申請については 6 月 26 日に実施させていただいております。
0:09:07	ここで青い枠で示しているのが 1 点目の管理区域の変更内容である。9 燃料取替用水タンク解体についてですが、
0:09:18	こちらについては、管理区域図、失礼しました、管理区域としての作業、
0:09:25	である解体作業タンク自体の解体作業が 10 月の初旬水泳完了予定であり、完了後非管理区域としての作業を行うこととしておりますので、
0:09:39	標準検査標準審査期間 3 ヶ月を考慮して 10 月の初旬に
0:09:46	次へと認可戴け印鑑をいただけないかと考えております。
0:09:52	なお人から当間以内としている施行時期につきましては、大体作業の完了時期の前後にずれた場合につきましては、
0:10:03	この表の※※2 で示しております通り保安規定の第 105 乗継に基づき、一時的な管理区域のアクセスで一時的な管理区域の解除または設計を行うこととして対応する考え。
0:10:23	これは例えば非管理区域としての作業期間中、
0:10:28	10 月の中旬以降ですね、施行となった場合、保安規定の管理区域図上は管理区域
0:10:38	投影なって、
0:10:40	それまでの期間は管理区域となっておりますので、
0:10:46	失礼しました。例えば非管理区域としての作業期間中の 10 月以降も追加を行った場合は、
0:10:54	ええ、保安規定の監査本店
0:10:57	できず、
0:10:58	条例は、
0:11:00	それまでの期間、施行までの期間は管理区域となっておりますので、
0:11:07	ここは一時的な管理区域の解除を行い、非管理区域としての作業を行う。
0:11:15	また管理区域としての作業期間中に解体作業ですね、この期間中に施行となった場合は、
0:11:24	施行以降は、管理区域図上は非管理区域となっておりますので、こちらは一時的に管理区域として設定を行うそういった対応を
0:11:36	するもので、

0:11:39	としての緑で示しております。2点目の管理区域図の変更内容である給水所の移設するにつきましては、
0:11:48	給水車の運用終了と進級水素の運用開始時期を12月初旬を想定しております。
0:11:57	ここで想定しております。
0:12:03	緊急所の開始時期を施行時期がずれることとなりますので、こちらについては、保安規定106条に尻別に基づく一時的な区域の変更。
0:12:17	続いて対応することとしております。
0:12:21	次ページをご覧ください。
0:12:26	ここからは、具体的な管理区域図の変更内容について説明いたします精査しながらですね、ここに示す図はちょっと小さいので、個別ですが、資料1のですね通しページ37をご覧ください。
0:12:54	保安規定の管理区域図の変更については4ヶ所ありまして、まず9燃料取替用水タンク解体に伴う変更として2点説明いたします。
0:13:07	1点目が管理区域全体図になります。
0:13:11	こちらは栓箇所が管理区域を示しており、赤枠で示しております。
0:13:19	変更前で赤枠で示しております。
0:13:24	管理区域としている燃料取替用水タンクの管理や2人置き場所の放射線線及びナカ線のものについて削除する。
0:13:35	変更となります。
0:13:38	次に当地ページの40ページをご覧ください。
0:13:46	9燃料取替用水タンク解体に伴う変更の2点目が、燃料取替用水タンク置き場所管理区域の削除になります。
0:13:59	1次にすべて38をご覧ください。
0:14:08	はい。
0:14:11	ここから給水所の移設に伴う変更として2点説明いたします。
0:14:17	1点目が12号炉管理区域ですもの6の変更になります。
0:14:24	図において、斜線が通常管理区域内プロット点が汚染の恐れのない管理区域を示しており、変更前の図において言及水素としてお金汚染漏れのない管理区域
0:14:39	管理区域として、右下の辺りです赤枠で囲っているところになりますが、黒線で示している赤枠の箇所について、
0:14:47	変更後については通常管理区域として、斜線で示す。
0:14:53	変更を行います。
0:14:56	次ページをご覧ください。

0:15:05	給水車の移設に伴う変更は変更の2点目が答え廃棄物処理建屋へ連絡暗渠
0:15:12	排樹脂槽暗渠管理区域の変更になります。
0:15:17	変更前において、通常の管理区域として斜線で示していた箇所について変更後の赤枠で示す箇所。
0:15:27	フリーズ精神給水書を設置いたしますので、こちらをご専門恐れのない管理区域を示すフロー図点
0:15:35	変更するというものになります。
0:15:40	変更概要の説明としては以上です。
0:15:55	すいません関西電力ヤマノ別添等説明のほうはよくなります。何かご質問等ございませんでしょうか。規制庁なんかですありがとうございます。
0:16:09	幾つか確認させてください。
0:16:13	まず、a. 目ですけれども、
0:16:17	9、
0:16:18	燃料取替用水タンク、
0:16:22	言っている場合と、図面上では燃料取替用水タンク、
0:16:28	で言っていますが、9がつくのが正しいんですか。
0:16:41	関西電力のコイケです。おっしゃる通り、今管理区域図に示しております。
0:16:49	管理運営等の管理区域仮置場所に置いているタンクは9燃料よ取替用水タンクになります。
0:16:58	したがいまして、正確に示すのであれば、9燃料取替用水タンクが正しいです。
0:17:06	規制庁ナカです。
0:17:09	新燃料取替用水タンクはどこに行ったんですか。
0:17:16	関西電力の保育器です。
0:17:20	記
0:17:21	この燃料取替用水タンクの取替え新と旧の取替につきましては、新規制基準に対応するために取替を行っているものでして、新しい燃料取替用水タンクにつきましては、12号炉、一、二号炉の建家、
0:17:39	の
0:17:41	〇〇(非公開情報)に
0:17:44	はい。／れております。
0:17:48	規制庁の中で数では系統一時的に置いてあった、この取替用水タンクを撤去して、
0:17:58	ここはもう今後何も置かない予定という理解でよろしいですか。

0:18:12	まず、
0:18:13	語れるヤマダさんを兼ねる高浜発電所、これが入っていないんですけども代表評価。
0:18:20	失礼いたしました。関西電力のコイケです。おっしゃるおっしゃる通り、
0:18:27	図に示す仮置き場所については年間9燃料取替用水タンクはここにはここからは撤去されることになりますので、なくなります。
0:18:40	規制庁ナカです。わかりました。
0:18:46	もう一つ質問ですが、給水場になります。今回の給水場の
0:18:55	移設を
0:18:57	また今後、近々動かす予定があるかないかをどちらですか。
0:19:06	関西電力のナカシマです。
0:19:10	主に三つあの暗渠に据える給水相前後移設という形になるんになります。
0:19:21	今後は予定しておりません。
0:19:25	規制庁流れ図わかりました。
0:19:38	規制庁さん。
0:19:41	規制庁雑貨です。
0:19:43	安全対策工事をするために作業員がいっぱい入るんで広い場所取ってました。今回しますと決意上の話ですけども、
0:19:54	その工事が始まる前もともとここにあったケース以上あき水量は前はもともとここにあった。
0:20:03	という理解でいいですかね。つまり、もともとあって工事が始まったから別の場所に移して今回また元の場所に戻るんですけど話なのか。
0:20:13	それ以外の場所にあったのかっていうところをちょっとお伺いしたいんですけど。
0:20:20	関西電力の鹿島です。
0:20:22	最初にあった給水所の場所はフリーのキノ〇〇(非公開情報)メーターのほうにありまして、60の工事で干渉するということで、
0:20:38	青い〇〇(非公開情報)メーターのほうに移設しました。
0:20:44	それ、
0:20:46	今回の管理区域の変更は〇〇(非公開情報)メーターから個々の案件通路に移設するという案件であります。
0:21:01	委員長。
0:21:02	その後、
0:21:17	規制庁サツカワですありがとうございます。ちなみになんですけど、一応図面の中に、

0:21:23	はい。てるマーキングされてる図面の中に入ってるなんていうんですか。
0:21:28	メートル数とか、今発言されたんですけど、そのメートル数とか場所を示すようなフレーズっていうのは、僕らマーキング対象じゃないっていう理解ですか大手に入っちゃってるんでそこだけ一応確認させてください。
0:21:49	すみません関西電力ノイズすみません先ほどのあったかとかエレベーションの話すみませんちょっと発言としては、法マツエべき内容でございます。すみません。
0:22:03	マツエに必要ではございます。聞こえましたではメートルのところだけちょっと削除という形で大丈夫ですか。
0:22:14	語りにくヤマノですはい。そ折り合いよろしくお願ひいたしますが先でございます。ですからあまりましたありがとうございます。
0:22:21	関西電力のコイケです。大変申し訳ございません。もう1点すみません、私から新しい燃料取替用水タンクが管理区域の、ここに建屋のこの辺にあるということにつきまして場所として、
0:22:39	ちょっと推移してしまっておりますので、大変申し訳ございませんが、やっぱ削除をお願いいたします。
0:22:48	経常サツカワで了解しました。
0:22:51	築かれたらそのタイミングですいません削除してくださいということを即座によりしくお願ひします。
0:23:01	安泰電力のご意見ですかしこまりました。ありがとうございます。
0:23:46	規制庁サツカワです。
0:23:49	燃料取替用水タンクを取替えるっていうその工事自体は、新規制の工事計画の中で、
0:23:59	はい入り込んでいるっていう理解でよろしいですかそれでも別途工事計画を出されたものですか。
0:24:10	関西電力のコイケです。新規性基準の中で対応してるものでして、別途、
0:24:21	新規制基準の地震動の見直しを踏まえてタンクの耐震裕度向上させるために取りかえを行ったものになります。
0:24:33	弊社だったらわかりましたありがとうございます。
0:24:57	規制庁ナカですけれども、
0:24:59	給水場についてもともとあった場所に戻さない理由を教えてください。
0:25:09	関西電力の中島です。最も場所に戻さないというふうにですけども、
0:25:20	いうふうに言及推奨の設置場所は1号Bのほうも、
0:25:26	御IBの放流あるんですけども、1号機の起動後主蒸気管主給水と、
0:25:34	ここで、

0:25:37	のショッピングの今の場所から、
0:25:40	もっと伸ばそうなんでここに戻さないのか。
0:25:44	失礼しました。関西電力のナカシマで図を特重の告示で干渉し、
0:25:51	してるっていうことがするということで、埋設するやむを得ずすることになったので、そこに〇〇(非公開情報)さというのは、
0:26:04	一部工作物がstage工作物がある作りでご答弁を戻せないということになります。失礼しました。
0:26:18	規制庁ナカですわかりました。
0:26:22	では新しい
0:26:25	暗渠の場所
0:26:27	に移すということで、この場所の設定理由を教えてください。
0:26:36	関西電力の鈴木週休成長が自分は昨日 10 階にあるテレビ次号 1 号 2 号、どちらからでもアクセスしやすいということと、
0:26:56	そこがメインになるんですけども、今ノー給水先ほどちょっと言いかけたんですけども、出金主蒸気管とか出金追加それからSGブローダウンタンク等の放熱でちょっと周辺が扱うもので、責任はもう置けないと。
0:27:16	1号機が起動すれば置けないということでやむを得ず利便性が異議暗渠通路の中間のほうに持っていきたいんです。以上です。
0:27:29	規制庁ナカです。わかりました。
0:29:22	規制庁のナカです。
0:29:26	では確認した意見もとりあえず確認できたと思いますので、
0:29:31	特段の追加の御説明がなければ終わりたいと思いますがいかがですか。
0:29:37	はい。
0:29:38	関西電力高浜検証の南です。ちょっと1点お詫びというか、
0:29:46	させていただきたい事項があります。審査の資料のほうですね資料 1-38 ページをちょっとご覧いただけますでしょうか。
0:29:57	はい。
0:29:59	こちら管理区域部が変更前変更方法等ございます。その中で、変更前変更後のものなんですけれども、図のですね、両方積み右下の原料炭の下のほうにですね。
0:30:15	全額ロスで隠されているところがございます。これですね、新規性基準対応でですね、MACE各主蒸気管の区画化工事の関係でナカの部分は
0:30:33	補正のない管理区域として設定して名義のものでございまして、新基準の中で出てる内容をまだ認可されてない内容ですね、この図の中に出てしまったというのがございまして、こちらのほうと速やかにですね修正して

0:30:51	させていただきたいなというふうに考えてございます。申し訳ございません。
0:30:58	規制庁ナカです。今の右下のクロスのいわゆる汚染の恐れがないエリアは、またそうないないけれども、図面上そうなっているということですか。そうね、新基準対応で今申請中のものを入れてしまったというものです。
0:31:18	わかりました。
0:31:27	ではこれについては補正されると。
0:31:29	いう理解でよろしいですか。
0:31:32	4歳電力高浜発電所のミナミです。おっしゃる通りです。はい。
0:31:38	わかりました。
0:31:42	で、追加の説明はなしということよろしいですか。
0:31:51	はい、関西電力現地考えるかものリスクにございません。
0:31:56	規制庁の名倉です。わかりました。ではこれで本日のヒアリングをします。ありがとうございました。
0:32:03	ありがとうございました。これでした。
0:32:06	うん。